

る。而して其要末の要兵は左の如くである。

- 一 労働組合の目的を制限せぬ。
- 二 労働組合の権威範囲を限定せぬ。
- 三 労働組合の組織に企業別、職業別、産業別等、制限を加へず、労働組合の聯合を認む。
- 四 労働組合が法人たることの自由。
- 五 労働組合は労働手続に依りて生じたる損害に付賠償責任を負はぬ。
- 六 労働組合の加入権保護を徹底。
- 七 労働組合に特殊なる義務及監督規定を設けぬ。
- 八 行政官廳による労働組合の解散を労働組合法に設けぬ。

(説明省略)



(2) 組合同盟と日本労働党の關係

並に組合同盟關係の党役員に關する決議案

組合同盟本部提出

- 一 労働組合と無産政党的の機能上の差異を明かに組合同盟と日本労働党との情勢を考慮し、此の差異を可能な範囲に於て組織化せんとするに在る。
- 二 具体的問題として組合同盟關係の党役員と組合同盟役員との混同を避かへんとするに在る。

決議案

我が組合同盟の結成は日本労働党のこれと同時に具体化された。従つて此の兩者の運動は、常に密接なる關係を保ちつゝ、發展し來つたが、一面には幾分の機能上の混同を生ずる傾向のあつた事も否み得ない。例へば兩者の役員を其他の人事關係、教育運動、日常闘争の組織等に於て之と見る、一般に無産階級運動の發展過程が無産政党的組織過程に關連すること最も多し、現在の過渡的段階に在りては、かかる傾向も亦已むを得ないことであつたが、今後かかる傾向を無批判無整理に放置することは、組合同盟と日本労働党をしてより組織的戰鬥的ならしむる所以ではない。特に組合同盟が日本労働党と積極的に補充せんとするに當つては、兩者の差異を組織上に具体化する努力は、当面の急務である。

思ふに、労働組合と無産階級政党的との闘争方法並に対象に於て、全然別個の機能を有する。